

3-5 拠点環境整備の方針

(1)基本的な考え方

①コンパクトなまちづくりの推進

桐生駅を中心として半径 1km の範囲に多くの都市的要素が集積するなど、中心市街地については都市として非常に高い密度を有しています。まちづくりの推進にあたっては、今後もこれを活かしながら利便性の向上や商店街の活性化を図りつつ、さらに都市としての集積を高め、洗練・強化を進めながら、人口密度の回復を図り、高密度でコンパクトな都市の形成を推進します。

②拠点的环境整備による都市環境づくりの推進

まち、都市として長い歴史を持つ本市は、これまで培われてきた様々な歴史的・文化的資産や都市集積などがあり、これらの特色を適切に継承し、活かした桐生らしい都市環境づくりを推進します。

③拠点的环境整備によるまちの個性づくりの推進

特色ある施設の立地、あるいは都市集積のある地区ならびに将来的に都市活動の主要な場所としての役割を期待される地区などについて、重点的かつ拠点的に環境整備を図ることにより、まちの個性づくりを推進します。

④魅力ある拠点づくりの推進

拠点的な環境整備にあたっては、地域の特色を活かしながら、歩行者空間や景観の整備及び適切なサービス機能の導入などにより、魅力ある環境づくりを図ります。

(2)整備方針

次の地区について、それぞれの特色を活かした拠点整備を図り、桐生らしい魅力的な都市環境づくりを推進します。

①都心核の整備

都心核の整備においては、都心核を2つのゾーン(魅力づくりの拠点に位置付けられる)に区分し、それぞれの特色を活かしたまちの魅力づくりを推進します。

拠 点 名	整 備 方 針
桐生駅・本町通りゾーン	・本町通り裏側のコミュニティ道路^{※4}化、幹線道路の歩行者空間の拡充(壁面のセットバック^{※5}などによる)、商業集積の縁辺部での駐車場の充実、通り沿いのイベントスペースなどの確保の検討、ポケットパークの創出などにより、回遊性のある安全な歩行者ネットワークの形成を図ります。 ・通りごとの個性的なイメージづくり(景観・店舗集積、ものづくりと店舗の共存・融合など)などにより通りの個性化と魅力づくりを推進します。 ・工房ショップ、こだわりの店、個性を明確にした専門店などの誘導により、個店・商店街の質の向上を図り、周辺都市からの集客を誘導します。 ・文化・健康・福祉などの既存の公益施設を有効に活用しつつ、新たな生活スタイルなどに対応した施設を検討します。 ・中心市街地一帯にふさわしく、需要と対応した都市型住宅の供給を促進します。 ・商店街での施設の更新時や後継者不足による店舗の閉鎖などに際しては、権利者の営業継続意向、生活再建などを考慮しつつ、その意向に応じ個別の適切な建替えとともに、共同建替え、再開発などの誘導・支援を図り、通りの個性化を推進していきます。 ・利活用が可能な空き家・空き店舗などについては、利便性の高さを活かして、商業や福祉、子育て支援施設等への活用など、賑わいや活性化に貢献する施設としての利用に向けた支援等について検討します。 ・子育て世帯が安心して住み続けられる住宅の確保と、子育て支援施設が整った、利便性の高い住環境づくりを図ります。
シビックゾーン	・多くの市民が訪れるゾーンとして、歩行者空間の拡充と緑化の推進、市民文化会館・市役所などの公共公益施設敷地内のオープンスペースの快適化・魅力化、高齢者や障害者にも優しい歩行者空間、移動空間の拡充を図ります。

※4 コミュニティ道路とは、歩行者等が安全かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽やベンチなどを設けたりした道路のことです。歩行・休息・会話・遊びなど地域住民の多様な要請を満たす道路です。

※5 セットバックとは、道路空間を確保するために建物位置や壁面位置を基準線まで後退させることです。

②地域中心核の整備

拠 点 名	整 備 方 針
新桐生駅周辺	・駅前広場の整備やアクセス道路など、駅周辺の都市基盤整備を促進します。 ・バスサービスの向上や歩行者空間の充実など、交通ターミナル機能の充実を図ります。 ・商業・宿泊・住宅機能など、ターミナルにふさわしい都市機能の誘導を図ります。 ・桐生らしいゆとりある空間づくりや魅力的な景観の形成を推進し、もうひとつの玄関口にふさわしい顔づくりを進めます。 ・子育て世帯が安心して住み続けられる住宅の確保と、子育て支援施設が整った、利便性の高い住環境づくりを図ります。
相老駅周辺	・広域的官公庁施設の立地を活かしつつ、商業・宿泊・住宅機能などの広域的機能を含む都市機能の誘導を図ります。 ・魅力的な景観の形成やゆとりある空間づくりを推進し、新たな拠点にふさわしい空間形成を図ります。 ・子育て世帯が安心して住み続けられる住宅の確保と、子育て支援施設が整った、利便性の高い住環境づくりを図ります。

③生活拠点の整備

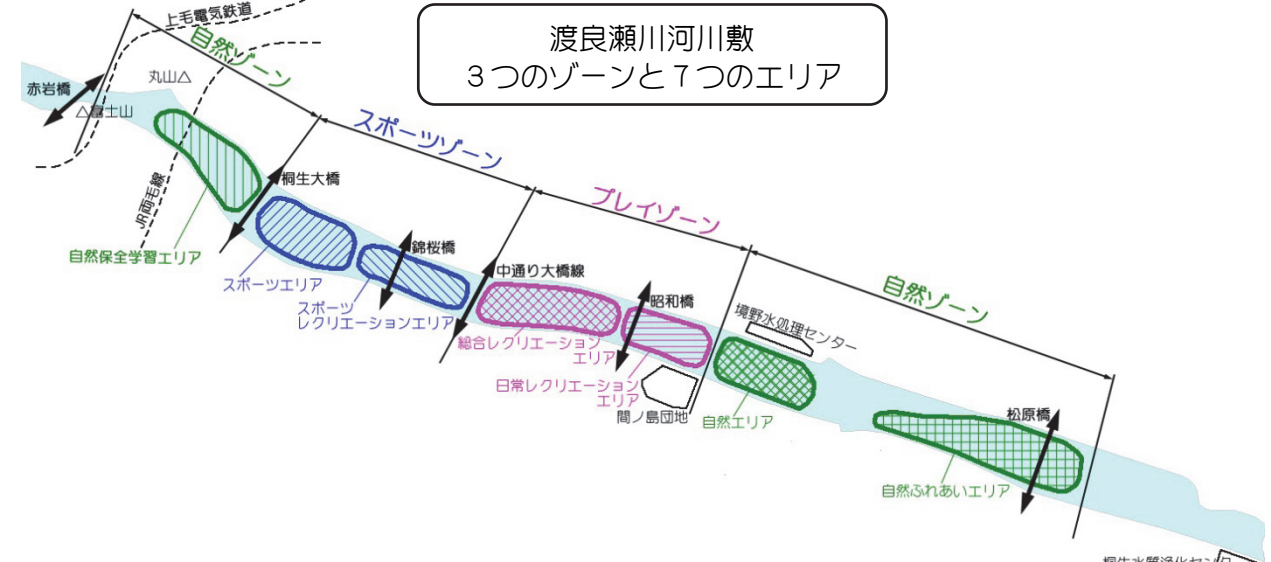
拠 点 名	整 備 方 針
境野町、広沢町、梅田町、川内町、菱町、新里町、黒保根町	・住宅機能、小規模商業施設など、地域の生活の核となるような都市機能の維持・確保を図ります。 ・鉄道・バス等の公共交通サービスの向上や歩行者空間の充実など、地域の特性や利用者の実情に応じた周辺交通の検討を図ります。

④その他の拠点の整備

a. その他の拠点の整備

水辺・公園・特徴的景観などがある地区を、緑・レクリエーション拠点として環境整備を図ります。

拠 点 名	整 備 方 針
水道山・吾妻・桐生が岡公園拠点	・遊園地、動物園などは時代に合わせた公園施設機能の充実と更新を図ります。 ・公園間の連絡歩行者空間の整備を図ります。 ・美和神社、西宮神社の社寺空間と緑などの周辺環境の保全を図ります。 ・その他、散策路、案内板、サインなどの整備による各施設、場所のネットワーク化を図ります。
桐生市運動公園拠点	・市民体育館の老朽化に伴う建替えにあわせ、総合的体育施設の整備を実施します。 ・スポーツを通じた交流の場、機会の創出を推進します。 ・総合運動公園としての公園環境の整備と運動施設の水準向上を図ります。 ・公共交通や車のアクセス性の向上を図ります。 ・その他、周辺も含めた面的基盤整備の検討を図ります。

拠 点 名	整 備 方 針
渡良瀬川拠点	以下の3つのゾーンと7つのエリアで構成される水辺のレクリエーション空間の整備を図ります。 ○自然ゾーン(都市に残った自然空間に周辺住民がふれあいながら保全していくゾーン) ・赤岩橋から桐生大橋については、自然保全学習エリアとして位置付け、整備を図ります。 ・境野水処理センター付近を自然エリア、松原橋付近を自然ふれあいエリアとして位置付け、整備を図ります。 ○プレイゾーン(日常生活に河川の魅力ある空間を提供するゾーン) ・都市計画道路中通り大橋線から昭和橋付近については、総合レクリエーションエリア及び日常レクリエーションエリアとして位置付け、整備を図ります。 ○スポーツゾーン(オープンスペースがスポーツ・レクリエーションの機会を充実させるゾーン) ・桐生大橋から中通り大橋線については、スポーツエリア及びスポーツレクリエーションエリアとして位置付け、整備を図ります。
	
桐生市南公園拠点	・ハイキングコースの整備を促進し、案内板、サイン、休憩スペースの充実を図ります。 ・その他、茶臼山一帯、桐生市南公園周辺の自然環境の保全を図ります。
自然観察の森拠点	・自然観察の森は自然を活かした特殊公園としての位置付けを検討します。 ・自然観察の森や崇禅寺などの歴史的資源周辺は、散策路、案内板、サイン、ポケットパークなどにより拠点整備を図ります。 ・ハイキングコースの整備を図ります。 ・その他、自然観察の森へのアクセス路の充実を図ります。

拠 点 名	整 備 方 針
梅田湖拠点	・ カヌー、釣りなどの、水面を活用したレクリエーション機能の拡充を図ります。 ・ 湖畔周遊サイクリングロード・散策路、木陰のある台緑地、展望台、休憩スペース、キャンプ場、屋外アートスペース(屋外彫刻など)などによる湖畔周辺のレクリエーション機能の充実を図ります。 ・ 工芸などの体験型施設・スペース導入の検討を図ります。 ・ 休日の連絡バスなど公共交通利便性の向上や駐車場の適切な整備などによるアクセス機能の充実を図ります。 ・ 主要地方道桐生田沼線沿道への工房などの誘致や県道上藤生大州線沿道の空き家の利用(別荘として)などによる梅田湖周辺の観光・リゾート機能の充実を図ります。
桐生川スポット拠点	・ 桐生川整備構想に基づき整備を促進します。 ・ 源流部・上流部では、治水上支障がない範囲で改修は最小限に止め、中・下流部では適切な堤防強化・治水対策を講じつつ、河道内は自然形態をできるだけ残すよう関係機関に働きかけます。 ・ 源流部から下流部にかけて、次のようなテーマでスポット的な水辺の拠点づくりを促進します。 ○源流部(最上流部から桐生川ダム) 『渓谷と湖を活かした自然とのふれあいづくり』 ○上流部(桐生川ダムから観音橋) 『蛭の棲む、清流の里づくり』 ○中流部(観音橋から八坂橋) 『川を活かした沿川のまちづくり』 ○下流部(八坂橋から渡良瀬川合流部) 『歴史的な水辺の再生と河川環境を活かしたまちづくり』 ※浅間山の公園化と一体性を持って整備を図ります。
山上城跡公園周辺拠点	・ 周辺に広がる樹林や蕨沢川などの自然環境の保全を図ります。 ・ 県指定文化財山上城跡や付近にある弁財天堂や山上多重塔(国指定文化財)などのネットワーク化を検討します。 ・ 新里新能など、地域で育まれてきた歴史的・文化的資源の保全に努めます。
利平茶屋・花見ヶ原森林公園周辺拠点	・ 豊かな森林や美しい水辺など、恵まれた自然環境を活かした屋外レジャー環境の有効活用を図ります。 ・ 公共交通機関の利便性向上や駐車場の適切な整備に加え、ハイキングなど徒歩による移動も含めたアクセス機能の充実を図ります。

b.魅力づくりの拠点の整備

拠 点 名	整 備 方 針
群馬大学周辺拠点	・地区の再編、市有地などの活用による大学用地拡大ならびに集約化、適切な土地利用配置、土地の高度利用方策などの面的基盤整備の検討を図ります。 ・群馬大学地域共同研究イノベーションセンターなどの産学交流支援施設の活用を図ります。 ・その他、思索の回廊・散策路の整備や憩いの場の整備の検討を図ります。
彦部家住宅周辺拠点	・彦部家住宅と周辺の歴史・文化的資源を連絡する散策路などによるネットワーク化を図ります。 ・風致地区などにより、彦部家住宅周辺の土地利用の保全・コントロールを図ります。 ・幹線道路などからのアプローチ道路の明確化と、駐車場の適切な位置での確保を図ります。 ・その他、優れたデザインの案内板、サインの設置を図ります。
有鄰館周辺拠点	・有鄰館などの歴史的建物の形態保存と文化施設などへの有効活用を図ります。 ・歩行者、自転車及び自動車それぞれ安全に通行できる道路の整備を図ります。 ・伝統的建造物群保存地区や地区計画などの手法の活用により、周辺にある歴史的建物の保存・活用を図ります。 ・小さな博物館・ショールームづくりの推進と支援を図ります。 ・その他、歴史的建物を活用した個性的な店舗などの誘導等を図ります。
柄杓山周辺拠点	・展望台スペース、休憩スペースなどの確保により、歴史公園として柄杓山の公園化を図ります。 ・歴史的・文化的資源や周辺環境の保全・整備を図ります。 ・各場所へのアプローチ路の明確化や駐車場の適切な位置での確保を図ります。 ・柄杓山と周辺の歴史・文化的資源を連絡する散策路・ポケットスペースなどによるネットワーク化を図ります。 ・その他、優れたデザインの案内板、サインの設置を図ります。
昆虫の森拠点	・東毛地域拠点都市地域整備基本計画(不二山地域)に基づき、整備を促進します。 ・昆虫の森へのアクセス性向上のため、周辺道路等の整備を図ります。
カリビアンビーチ拠点	・清掃センターの余熱を利用したプールや遊具などを活かした、室内レジャー環境の有効活用を図ります。 ・公共交通機関の利便性向上や、駐車場の適切な整備などによるアクセス機能の充実を図ります。

I 全体構想



3-6 緑の環境の方針

(1)基本的な考え方

①水辺や樹林地の適切な保全

豊かな自然環境との調和や共生が、住民のまちづくりの願いであることから、渡良瀬川などの水辺は、多様な生き物が棲息できる水質、水辺環境の保全を図るとともに、市民の憩いの場として活用を進めます。また、市街地ならびに周辺の樹林地は、気温、通風などの市街地環境の安定化とともに災害防止機能や水源涵養機能などを有しており、林業に配慮しつつ維持保全を図り、併せて住民の憩いの場として活用を図ります。

②緑・レクリエーションなどの拠点づくり

住民の余暇活動の場となる水辺や樹林地ならびに主要な公園・緑地などがある「3-5 拠点環境整備の方針」に挙げられた地区では、それらの特性を活かした環境整備を図り、魅力を高め、レクリエーション・憩いの場としての拠点づくりを進めます。

③骨格となる緑のネットワークづくり

渡良瀬川、桐生川、山田川などの河川、市街地の公園や拠点を有機的に結びつけ、生態系に配慮した緑道、緑を備えた歩行者空間で連絡し、市街地内の緑の増進を図ります。

④市街地の緑化の推進

市街地の周りは豊かな自然に恵まれているものの、市街地内には緑が少ない状況であり、公共施設用地や民間敷地内の緑化を促進し、市街地内の緑の増進を図ります。

(2)整備方針

①水と緑の保全

潤いのある市街地を形成するため、下水道などの普及による河川の水質向上、水辺の保全を図るとともに、保水機能を持ち、気温の大きな変動を抑制する山地・丘陵の樹林や市街地の樹林・緑については、動植物の棲息空間の保全とともに市民のレクリエーションの場や憩いの場としての活用を検討し、山地の林業に配慮しつつ適切な保全を図ります。

②緑・レクリエーション拠点の整備

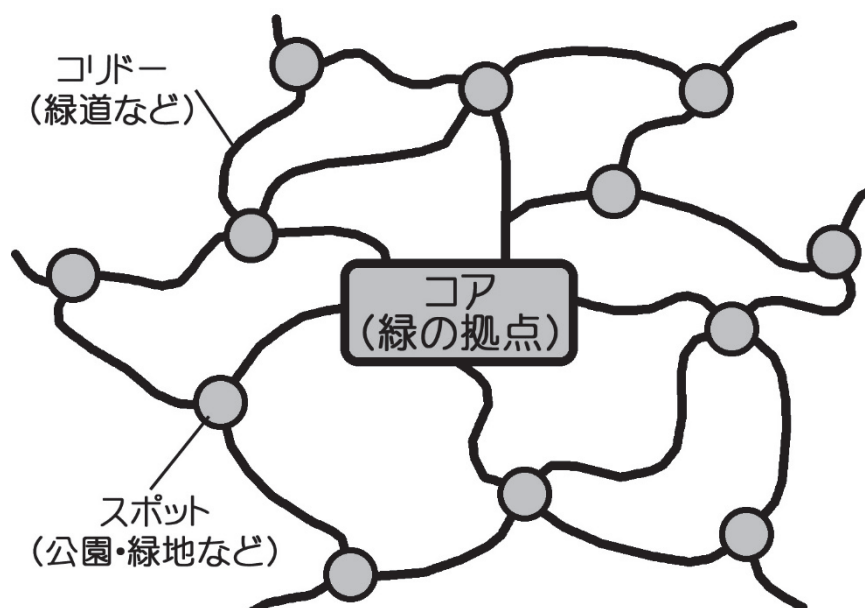
水辺・公園・特徴的景観などがある地区を緑・レクリエーション拠点として「3-5 拠点環境整備の方針」に挙げられたような環境整備を図ります。

これらの地区では遊歩道、散策路、案内板、休憩施設などにより拠点の回遊性を高め、場所に応じて駐車場等のアクセスしやすい条件整備を行い、多くの人々が訪れるゆとりと潤いのある緑・レクリエーション拠点としていきます。

③水と緑のネットワークの整備

渡良瀬川、桐生川などの河川を水の軸とし、緑・レクリエーション拠点や魅力づくりの拠点(コア)、さらに主な公園や緑地(スポット)を街路樹のある道や緑道(コリドー)などによってネットワーク化するとともに、あわせて市街地の緑化を推進し、緑豊かな市街地環境を実現します。

図 1-11 水と緑のネットワークイメージ



構成項目	内 容
水の軸	・ 渡良瀬川、桐生川及び山田川など
主な水と緑のネットワーク	・ 河川沿いの歩行者・自転車道（渡良瀬川、桐生川、山田川の一部） ・ 街路樹などを備えた道路（見来居通り、コロンバス通りなどの既存道路と新規整備の都市計画道路など） ・ 小河川、用水路に沿った道（黒川沿い、岡登緑道、新田堀緑道など） ・ 緑・レクリエーション拠点へのアクセス道路、ネットワーク化を図る一般道路（自然観察の森へのアクセス道路など）

④緑化の推進

a.道路及び沿道の緑化

市街地において道路の緑は貴重であり、道路空間と沿道空間の一体的な緑化を官民が協力しながら推進していきます。

b.公共施設・用地の緑化

公共施設の建築や改修にあたっては、緑化スペースの確保、また既存施設のオープンスペースや敷地境界部分の緑化の促進など模範となるような緑化を推進します。

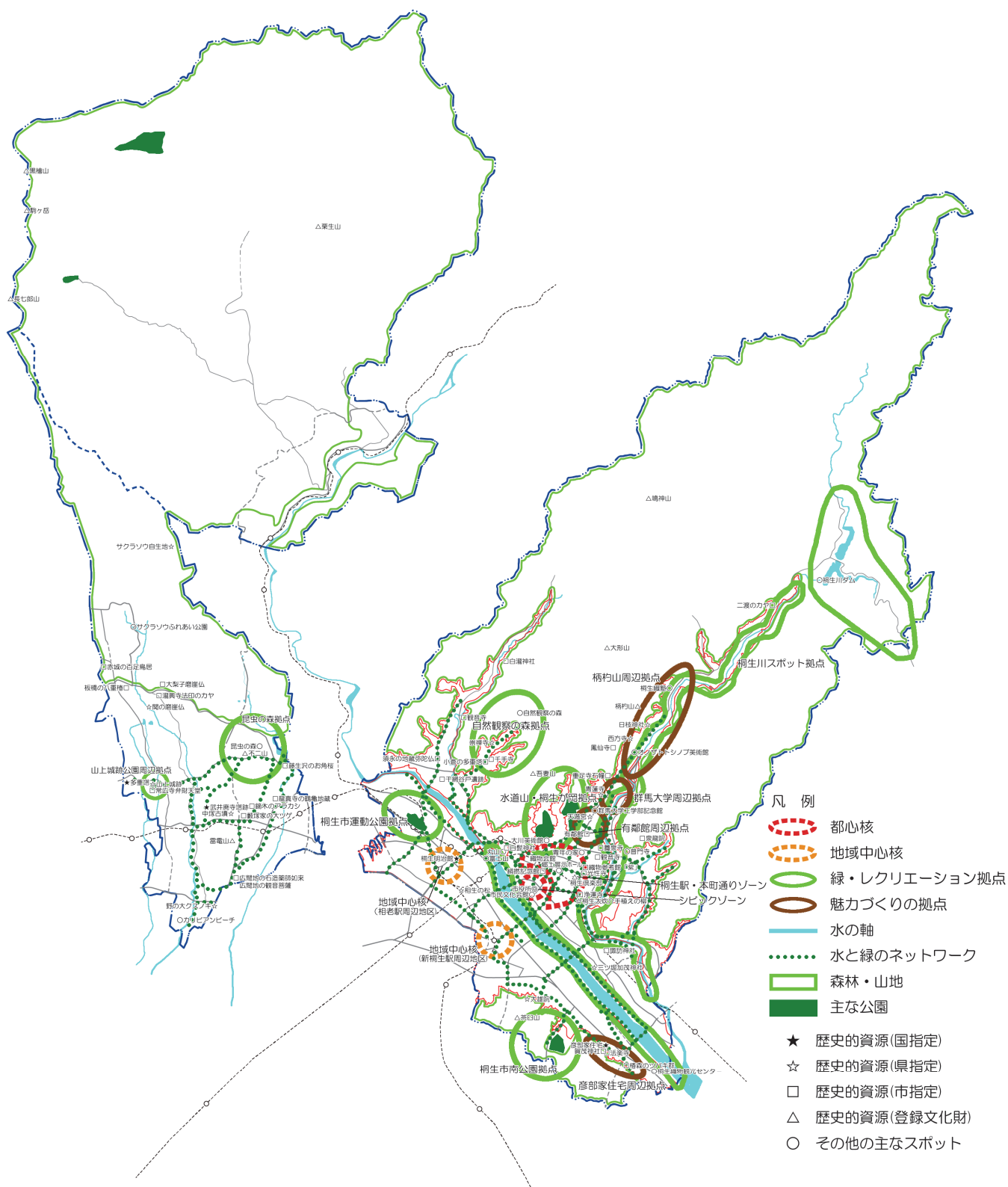
c.民有地の緑化

中心部においては施設の建替え、再開発などに際し、できるだけオープンスペースを確保し、植栽などを設けて緑化に努めるよう誘導します。

住宅地などでは住民の協力を得ながら、既存の樹木や緑地をできるだけ保全しつつ、苗木の配布などにより、小さなスペースも活用した緑化の推進を図ります。

また、緑の豊かな地区においては、ルールづくりを検討しながら緑の保全推進を図ります。

図 1-12 緑の環境の方針図



3-7 住宅・住環境の方針

「住宅マスタープラン」に基づき、住宅の供給、住環境の整備を推進します。

(1) 基本的な考え方

桐生市住宅マスタープランの基本理念である“誰もが豊かさを実感できる住まいと生活環境の実現”を基本理念として整備を推進します。

① 多様な人が住める住宅・住環境づくり

まちのにぎわいを高め、コミュニティ活動を支援していくため、若者から高齢者まで、多様な人が住み続けられる住宅・住環境の確保を図ります。

② 地区特性に応じた住宅・住環境づくり

住宅を中心とした地区、併用住宅が多い地区、工場と住宅が混在する地区など、様々な住環境の地区があり、各々の特性に応じた住宅・住環境の保全・整備を図ります。

また、木造建物が密集する地区、細街路が多い地区では安全で良好な住環境づくりを図っていきます。

③ 産業と共存する住宅地づくり

店舗と住宅、工場と住宅が併設あるいは近接している地区が多く存在しており、相互の環境を損なわないよう、活力ある産業活動を維持しつつ、産業と共生する住宅・住環境づくりを図ります。

④ 高齢者・障害者などに優しい住宅づくり

高齢者が安心して住み続けられる住宅の確保とともに、障害を持った人々も安全で自由に活動ができる住宅づくりを図ります。

(2) 整備方針

① 多様な人々が住める住宅の供給

a. 公的住宅の供給・改善

公営住宅については適切な整備を進め、良好な住環境の確保を図ります。

また、民間の住宅建設に際して、公的融資制度の活用を推進します。

b. 民間住宅建設、改善の誘導・促進

既成市街地においては、道路などの都市基盤条件を整えながら、市街地の再開発、建物の共同化、建替えの促進などにより土地の有効利用を図り、居住水準の向上に努め、住宅供給を促進します。

その際、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業、総合設計制度などの手法を活用し、促進していきます。

また、相生地域など、市街化区域内の農地や遊休地の多い地区では、土地区画整理事業などの面的な整備を進め、良好な住宅地の供給を促進します。

c. 高齢者・障害者が安心して住み続けられる住宅の整備

高齢者が安心して住み続けられる住宅を供給していきます。

障害者については、障害者に合わせた住宅改造を行い供給しており、今後もこれを継続します。

② 地区特性に合わせた住宅・環境整備

a. 良好な住宅地の保全

桐陽台、城の岡、岡の上などの基盤施設が整った住宅地では、敷地規模や建物高さを一定に維持し、良好な環境の保全を図ります。そのため、地元の意向などにより、住環境保全・向上のためのルールづくりを支援します。

b.公共住宅団地の維持・改善

住宅団地については、現在の住環境を維持しつつ、老朽化の程度に応じ、改善等を図ります。

c.既成市街地での都市型住宅の整備

土地の有効利用・共同建替えにより、店舗などとあわせ、都市型住宅の整備を誘導し、既成市街地への人口の誘導を図ります。

整備にあたっては、再開発関係手法とともに公的住宅制度などを活用しつつ、入居しやすいファミリー向け住宅を中心とした供給を促進します。

d.産業と住宅が共存する複合住宅地の環境整備

住宅と店舗・工場などの間で発生する様々な問題を緩和するため、新築や建替えにおいては建物の建て方やオープンスペースのとり方などのルールづくりを検討しながら、これらが共存する複合住宅地の環境整備を推進します。

整備にあたっては、地区計画制度などの活用を図るとともに、幅員 4m 未満の細街路が多い地区については土地区画整理事業や身近なまちづくり支援街路事業などにより整備を推進します。

また、街区など小規模な単位での土地利用区分の明確化が望まれる場合は、敷地整序型土地区画整理事業などの手法により整備を進めます。

e.密集する住宅地の整備

小規模な敷地や細街路が多く、建替えが円滑に進まない地区については、防災上の問題もあるため、住宅市街地総合整備事業や優良建築物等整備事業などにより、既成市街地において快適な居住環境整備を促進します。

f.住宅地の道路などの基盤条件の向上

面的な基盤整備がされないまま住宅地を形成してきた地区には、細街路が多く見られるため、個別の建替えに応じ、順次細街路の拡幅を図るとともに、接道部の緑化などを促進します。

また、宅地の細分化があまり進行していない地区においては、土地区画整理事業や身近なまちづくり支援街路事業などの総合的な基盤整備の検討を進めます。

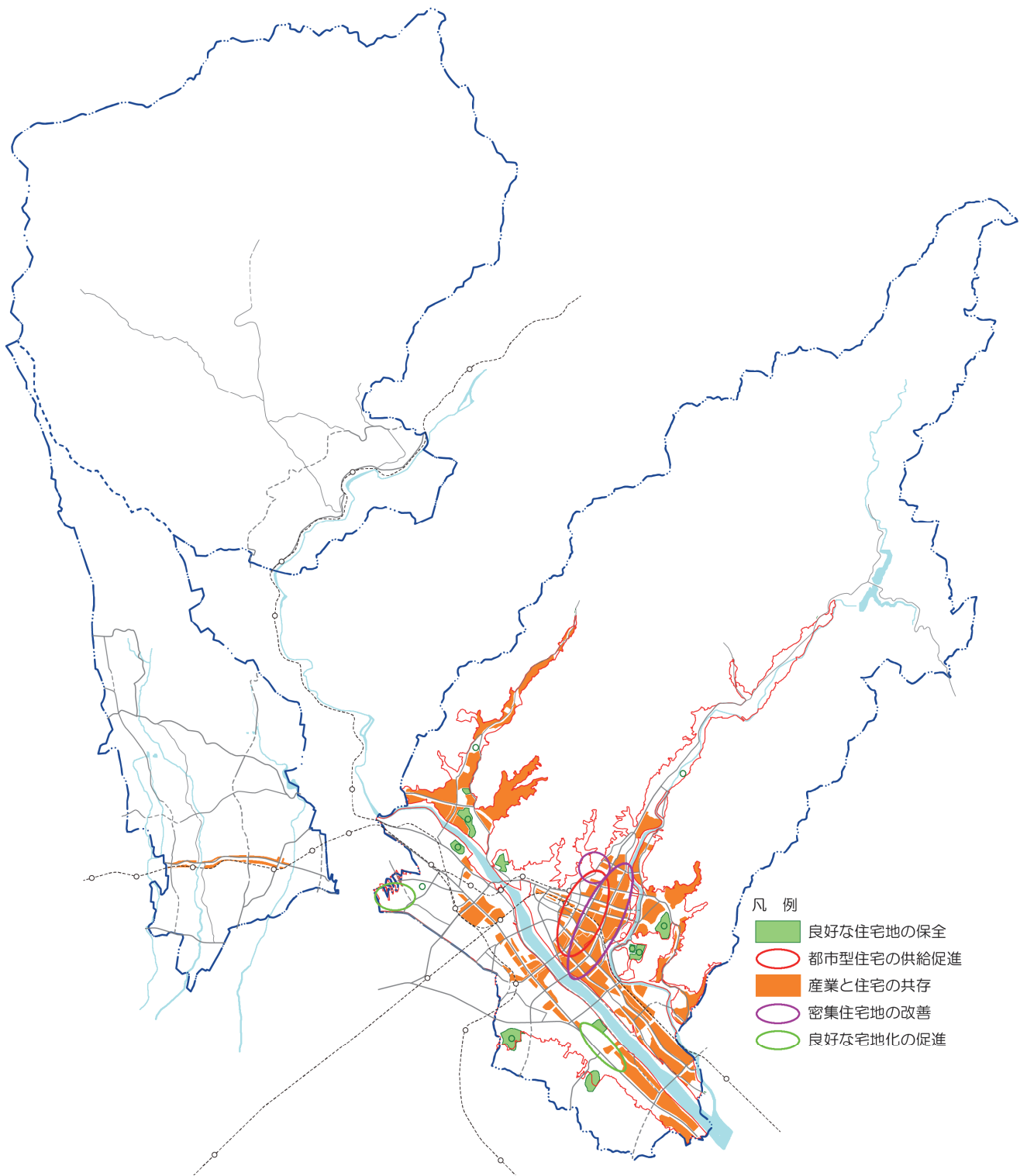
g.農地や遊休地の保全

相生・広沢地域など、宅地化が予想される農地や遊休地の多い地区では、都市に緑の潤いを与え、農業の基盤として営農意欲が高い農地等については、保全に向けて無秩序な開発が行われないう指導を行うとともに、住宅系の開発については、桐生市立地適正化計画に基づき居住誘導区域^{※6}へ誘導を図ります。

地元の意向などにより土地区画整理事業などの面的基盤整備により、良好な宅地の供給などを推進します。

※6 居住誘導区域とは、人口減少下においても生活に必要なサービス機能やコミュニティを持続的に確保することを目的に、居住を誘導し、人口密度の維持・向上を図る区域です。

図 1-13 住宅・住環境の方針図



3-8 都市防災の方針

(1)基本的な考え方

①自然的災害の防止

大雨の時には、一部の中小河川の氾濫や土砂の流出、急傾斜地崩壊の恐れのある箇所があるため、これらに災害の防止策を適切に講じます。

②市街地の防災性の向上

市街地では、非耐火造の建物が密集し、幅員 4m 未満の道路が多い地区が複数あり、火災時など延焼の危険も高いため、これらの市街地の防災性の向上を図ります。

③避難空間の確保

災害時には、安全で速やかに避難するとともに、円滑な救援活動を行えるよう、避難路・避難場所の確保を図ります。

④情報基盤の整備

災害時には、正確な情報を早く伝えることが重要であることから、インターネットや FM 電波などを活用した情報基盤の整備を検討していきます。

(2)整備方針

①樹木の育成・保全

豪雨の際など、水の流出を抑制し、がけ崩れなどの災害を未然に防止するなどの保水機能を持つ樹木は、造林業の奨励により育成・保全を図ります。

②土砂災害などに対する安全性の確保

土砂災害特別警戒区域などの指定があり、土砂災害の恐れのある箇所については、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などの対策を促進するとともに、避難のための周知啓発や危険な位置にある家屋の安全な地域への居住誘導を図ります。

③建物密集市街地の改善・整備

a.道路・オープンスペースの確保

道路などの基盤が未整備な地区があり、緊急車両の入れない道路も多いため、道路・オープンスペースの整備・確保を図ります。

b.不燃化・共同化の促進

道路が狭く、また敷地も小さいため個別の建替えが難しい部分が多い箇所では、集合住宅等により建物の共同化と不燃化を進めながら、オープンスペースの確保を図ります。

これらの整備にあたっては、住宅市街地総合整備事業や防災街区整備地区計画により、密集市街地における防災街区の整備を進めます。

④建築物の耐震性の強化と消防活動空間の確保

新耐震設計が制度化された昭和 56 年以前に建てられた建築物について、第 2 期桐生市耐震改修促進計画(平成 29 年 3 月作成)に基づき耐震性の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性強化を指導します。

さらに震災時に拠点となる施設や避難所となる施設などの特定建築物について耐震化を進めるとともに、民間の特定建築物については融資制度や優遇税制の情報提供を行い、耐震性の強化を促進します。

特に木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断補助制度の活用を図るとともに、耐震改修補助制度の導入についても検討を進め、地震に対して安全で安心して暮らすことができる環境づくりを目指します。

また、高層建築物など新規の大規模建物の建築にあたっては、適切な消防活動空間が確保されるよう誘導を図ります。

⑤ 主要な道路整備と延焼遮断帯の形成

幅員の広い道路は、災害時に避難道路、延焼遮断帯や、災害時の復旧活動の通行路となるため、幹線道路などの主要な道路の整備と沿道建物の不燃化を推進します。

特に建物が密集する中心市街地において、本町通りや末広町通りなど、防火地域が指定されている幹線道路沿道で、建物の不燃化をさらに促進し、延焼遮断帯の形成・強化を図ります。

また、消防活動困難地区がみられるため、幹線道路や主な生活道路の整備により、これらの地区の主要な道路網の改善を図ります。

⑥ 人が多く集まる地区の安全性の向上

中心市街地などの人の多く集まる地区では、連続したゆとりある歩行者空間の整備・充実により、災害時には避難をしやすい環境の整備を推進します。

ゆとりあるオープンスペースを確保するため、新桐生駅周辺や相老駅周辺の新たな拠点地区などについては、地区計画制度や総合設計制度などの活用を検討を図ります。

なお、市役所周辺については、医療施設や他の公共施設が集積し、校庭などのオープンスペースも多いことや、市の中心部にある位置条件などから、防災上あるいは災害復旧上の拠点となる可能性が高く、今後防災上の拠点地区としてのあり方の検討などを図ります。

⑦ 空き家及び空き地の適正な管理と利活用

人口減少に伴い、都市全体の人口密度や土地利用密度が低下する「都市の低密度化」と、都市内部において、空き家、空き地等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する「都市のスポンジ化」が並行して進行しており、今後一層の深刻化が見込まれるため、現時点で発生している空き家・空き地の適正管理及び利活用と、その発生を未然に防ぐ予防的措置の両面から対策を進め、防災性の向上と都市機能の維持・改善を図ります。

⑧ 防火地域及び準防火地域の見直し

都市整備状況にあわせて、現在の防火地域及び準防火地域の見直しを行っていきます。

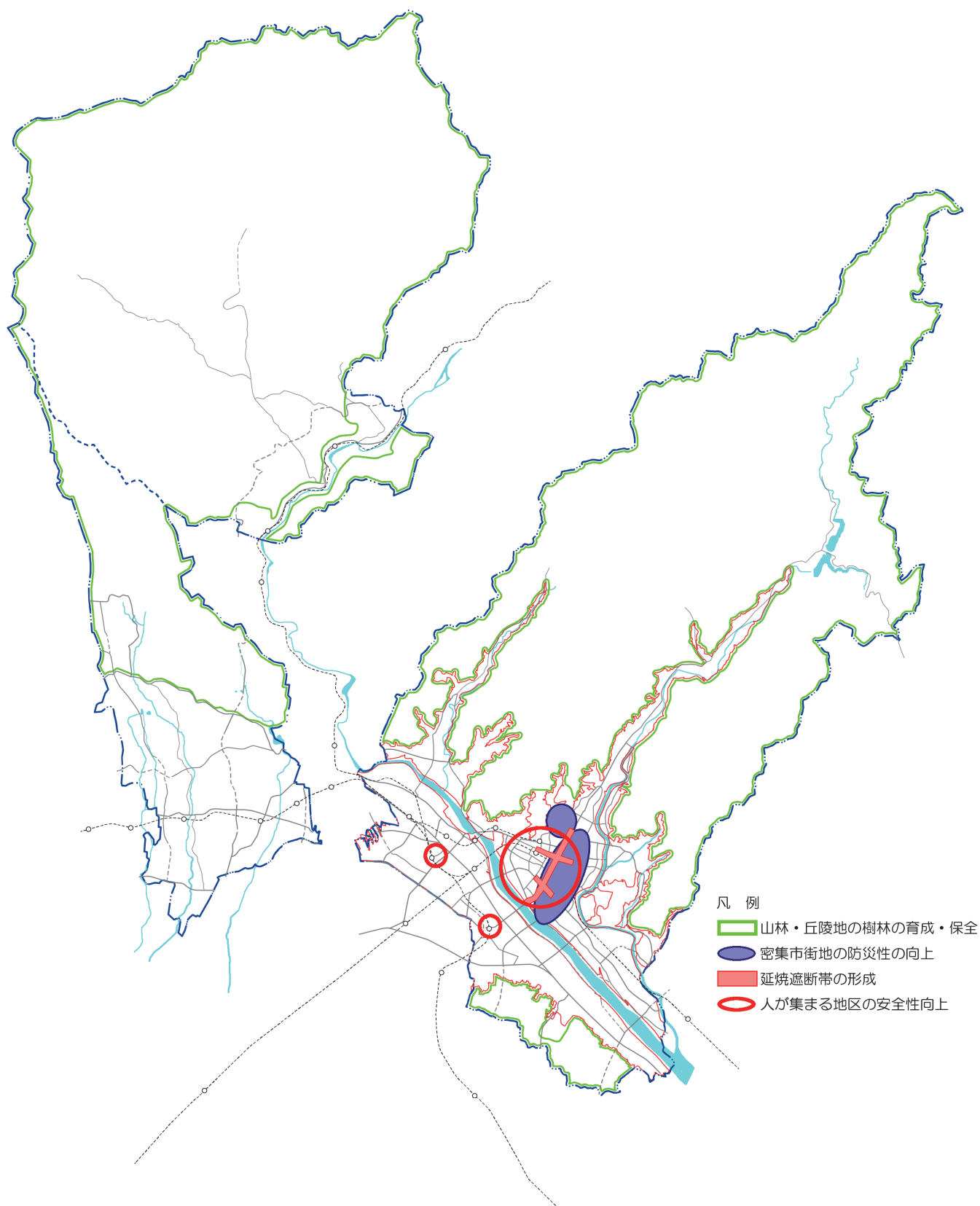
⑨ 市街地内の公園、まとまったオープンスペース・避難場所の確保

公園、学校、官公庁や社寺境内などは、密集度の高い市街地において、防災上貴重なオープンスペース・避難所であり、これらを適切に確保・保全していきます。

⑩ 情報ネットワークの整備

災害の際は、市の災害対策本部と被災地の双方向の迅速な情報伝達が必要であり、円滑な避難・救援活動の実現のため、情報ネットワークの整備を進めます。

図 1-14 都市防災の方針図



3-9 景観形成・保全の方針

平成 16 年に制定された景観法に基づき、平成 25 年に景観行政団体となり、平成 28 年 4 月には「桐生市景観計画」の策定及び「桐生市景観条例」の施行、平成 29 年 4 月に群馬県から権限を移譲し「桐生市屋外広告物条例」を施行するなど、景観行政を総合的に推進する体制を整えてきたことから、法の理念を踏まえ、本市固有の景観形成に至った自然・歴史・産業・伝統・文化などを後世に適切に伝え、保全していくとともに、魅力ある景観の形成を推進します。

(1) 基本的な考え方

①“桐生らしさ”を守り、残し、洗練し、後世に受け継ぐ

身近にあるまち並みや、山・川などの自然をはじめ、日常目にする景色・風景は突然に出来上がったものではなく、桐生に暮らし、働く人々が歴史を積み重ねた結果、形成されたものです。その中で培われた“桐生らしさ”を適切に守り、残すとともに、より洗練され、魅力ある桐生を後世に受け継ぎ、個性があふれ、愛着と誇りを持てる桐生の景観をつくります。

②“生活景”に配慮し、日常の景観の質を高める

日頃、生活の中に紛れてなかなか気づかない、生活の中の一部となっている景観（生活景）は、色彩などの秩序が乱れた建物などが 1 つ造られるだけで生活景の質は著しく低下し、まち並みも乱れたものになってしまいます。景観は小さな要素一つ一つの積み重ねであることから、桐生に暮らし、働く一人一人が、より良い景観を守り、育てていくための方向性や守るべきルールを定め、人々が快適に生活できる、まちや地域にふさわしい景観をつくります。

③“市民が主体のまちづくり”を推進する

まちの中の活動は、そのほとんどは市民一人一人の活動によるものであり、その積み重ねから当市の景観は形成されます。また、道路整備などの行政による大規模事業についても、近年では住民意見を積極的に反映する時代となっており、今後は市民の担う役割もより大きくなっていくと想定されます。今後は市民一人一人がまちづくりや景観形成に対して興味や理解を持ち、取組を進められるよう、情報の共有化や体制の整備などを積極的に図るための方策を定め、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進します。

(2) 景観形成の方針

①樹林の保全と育成

市街地から眺望される山地・丘陵の樹林を保全・育成するとともに、市街地内の道路・公園ならびに市民や企業が所有する敷地内のオープンスペースなどにおいて植栽等の充実を図り、緑豊かな景観づくりを推進します。

②拠点地区の個性あるまち並みの誘導・整備

都心核では、建替えなどに際し、壁面線、スカイライン^{※7}、広告サインなどルールづくりを検討しながら調和のとれたまち並みの形成を図ります。

新桐生駅周辺や相老駅周辺の新たな拠点を目指す地区では、壁面線の位置など建物整備のルールを定め、良好な個性ある景観を形成するよう考慮します。

その他、特色ある施設や施設集積などが見られる魅力づくりの拠点や緑・レクリエーション拠点などは、各々の地区の特色を活かした個性ある景観づくりを誘導します。特に桐生新町重要伝統的建造物群保存地区である本町一・二丁目及びその周辺では、歴史的建物と調和したデザインの建物の誘導を図ります。

※7 スカイラインとは、空を背景にした山や高層建築物などの風景を指します

表 1-4 景観地区等の指定の方針

地 区		景観形成の方針	整備要素など
都 市 的 地 区	中心市街地地区	○商業地としての中心性を醸し出す景観の演出 ・街角の演出による各商店街の個性化 ・特徴ある区画を活かしたポケットパークの整備 ・ストリートファニチャー ^{※8} の整備とサイン計画	・広場、ポケットパーク ・連続性のある歩行者空間 ・個性ある優れたデザインのサイン、案内板、舗道の絵タイルなど ・ストリートファニチャー ・近代の特徴的建物ファサード ^{※9} の活用
	桐生駅周辺地区	○表玄関口としての顔づくり ・桐生駅のにぎわい、開放感、潤い、シンボル性の演出 ・情報ステーションとしてのサインの充実 ・桐生駅と西桐生駅を結ぶ街路樹やストリートファニチャーなどの整備による歩行者導線の確保	・駅前広場周辺の建物ファサードの調和 ・情報ステーション機能の充実 ー情報コーナー ー案内板、サインなど ・街路樹などの充実
	新桐生駅周辺地区	○もうひとつの玄関口としての顔づくり ・新しい桐生の顔に相応するイメージの強化 ・情報ステーションとしてのサインの充実 ・新桐生駅から中心市街地へ方向性の演出	・駅前広場及び周辺建物の整備 ・情報ステーション機能の充実 ー情報コーナー ー案内板、サインなど ・桜並木へ連続する街路樹創出
	相老駅周辺地区	○新たな地域拠点としての景観形成 ・周辺地区の玄関口としての顔づくり・工場地周辺のコントロールによる良好な市街地環境の形成 ・大規模工場と相老駅を中心とした良好な住宅地との調和	・駅前広場周辺の建物ファサード(の調和) ・緑化促進などによる周辺環境との調和
歴 史 的 地 区	彦部家住宅周辺地区	○周辺も含めた歴史的景観の保全 ・彦部家住宅周辺の環境整備 ・周辺に点在する社寺のネットワーク化による歴史的小道の設置 ・恵まれた自然景観を背景とした歴史景観の創出	・彦部家住宅周辺の土地利用の保全、コントロール ・周辺の歴史的スポットなどとの歩行者ネットワークづくりとアプローチ道路の演出 ・案内板、サインの充実
	天満宮周辺地区(群馬大学・本町一・二丁目)	○歴史的資産を活かした個性的なまち並みづくり ・蔵、のこぎり屋根の工場など、歴史的資産を活かした魅力的な商店街の整備 ・歴史的建物の保全 ・桐生新町のまち並みを伝承する景観の保全 ・有鄰館の活用	・歴史的建物の有効活用 ・建物更新のルールづくり ースカイライン ーファサード ー壁面線 ー色彩 など ・文化・交流機能の充実 他

※8 ストリートファニチャーとは、街頭の家具、すなわち歩行者のためのベンチ、案内板などの総称を意味します。

※9 ファサードとは、建物の正面、外観、見掛けを意味します。

表 1-5 景観地区等の指定の方針（続き）

地 区		景観形成の方針	整備要素など
歴史的 地区 (続き)	宮本町地区(美和神社・西宮神社周辺)	○歴史的シンボル空間の景観づくり ・歴史的面影を伝える建築物の保全 ・歴史的面影をとどめる散策路の設置 ・周辺の公園を取り込んだ一体的なサイン計画とストリートファニチャーの整備 ・ゑびす講でにぎわう通りの景観的演出	・社寺建築物の保全 ・境内地などの緑の保全 ・案内板、サイン及び歩行者空間による周辺史跡とのネットワーク化 ・祭事空間・通りの仕上げ材などの工夫
	柄杓山城跡周辺地区	○歴史的風土を醸し出す景観づくり ・柄杓山を中心とした歴史公園の設置 ・周辺史跡及び社寺のネットワーク化による歴史的小道の設置	・柄杓山の公園などとしての整備 ・案内板、サイン及び歩行者空間による周辺史跡とのネットワーク化
	山上城跡公園周辺地区	○歴史的・文化的景観の保全 ・山上城跡及びその周辺の優良な風致の維持・保全 ・伝統ある新能とその舞台となる二の丸広場などの保全・活用 ・地区を代表する公園としての活用	・歴史的風致、自然環境の保全のための土地利用コントロール ・公園及びその周辺の適切な維持管理 ・公園機能の充実
	中塚古墳周辺地区	○点在する遺跡などの歴史的資産を含めた歴史的景観の保全 ・武井廃寺塔・中塚古墳及び周辺の史跡・社寺等のネットワーク化 ・特殊公園化の検討	・周辺史跡などを結ぶ歩行者空間などの整備 ・本地区の一体的な特殊公園等としての整備
自然的 地区	渡良瀬川地区	○河川及び周辺の景観づくり ・親水公園、親水護岸、眺望点など川を楽しむハードの整備 ・ランドマークとなる橋梁の景観的活用 ・渡良瀬川を原風景として意識する季節の催しやイベントなど、ソフトの演出 ・沿岸における建築物の景観コントロール	・河川敷の水に親しめるスペースの整備及び多様な空間活用(複数ゾーンの公園化) ・新たな橋梁のデザインの配慮 ・選択性のある散策路の整備 ・水に親しむイベントなどの工夫
	桐生川地区	○自然と融合し、水に親しむ景観づくり ・桐生川整備構想 [清流を守る] [人と川の調和] [自然景観を活かして] ・渓谷河川を活かした親水空間の創出 ・ランドマークとなる橋梁の景観的利用 ・水と緑と人がふれあえる水辺空間の創出	・源流から下流までの、複数の水に親しみ、自然に駆け込むスポット拠点の整備 ・河川沿いの散策路の整備 ・歩行者専用橋の設置とデザイン ・川の誕生からのストーリー展開・演出

③良好な住宅地の景観の保全・向上

道路などの都市基盤整備の整った良好な住宅地において、敷地の細分化防止や建物の高さを一定に保つとともに、接道部の緑化の推進などにより、良好な住宅地景観の保全・向上を図ります。

④歴史的・文化的景観へのアクセスの向上

幹線道路や緑のネットワークから、歩道のデザインやサインの工夫などにより、歴史的・文化的景観へのアクセスをわかりやすく快適にすることで、街、緑、歴史、文化と変化のある景観を楽しめる空間づくりを推進します。

⑤良好なサインの設置

街角などの主要な地点に、桐生らしく個性的な、良くデザインされた案内板やサインを設置し、街を歩き、景観を楽しめるネットワークづくりを進めます。

⑥市街地のオープンスペースと緑の確保

公共施設や大規模民間施設などを中心に官民が協力し、市街地のオープンスペースや接道部などの緑化を推進し、ゆとりと潤いのある景観づくりを進めます。

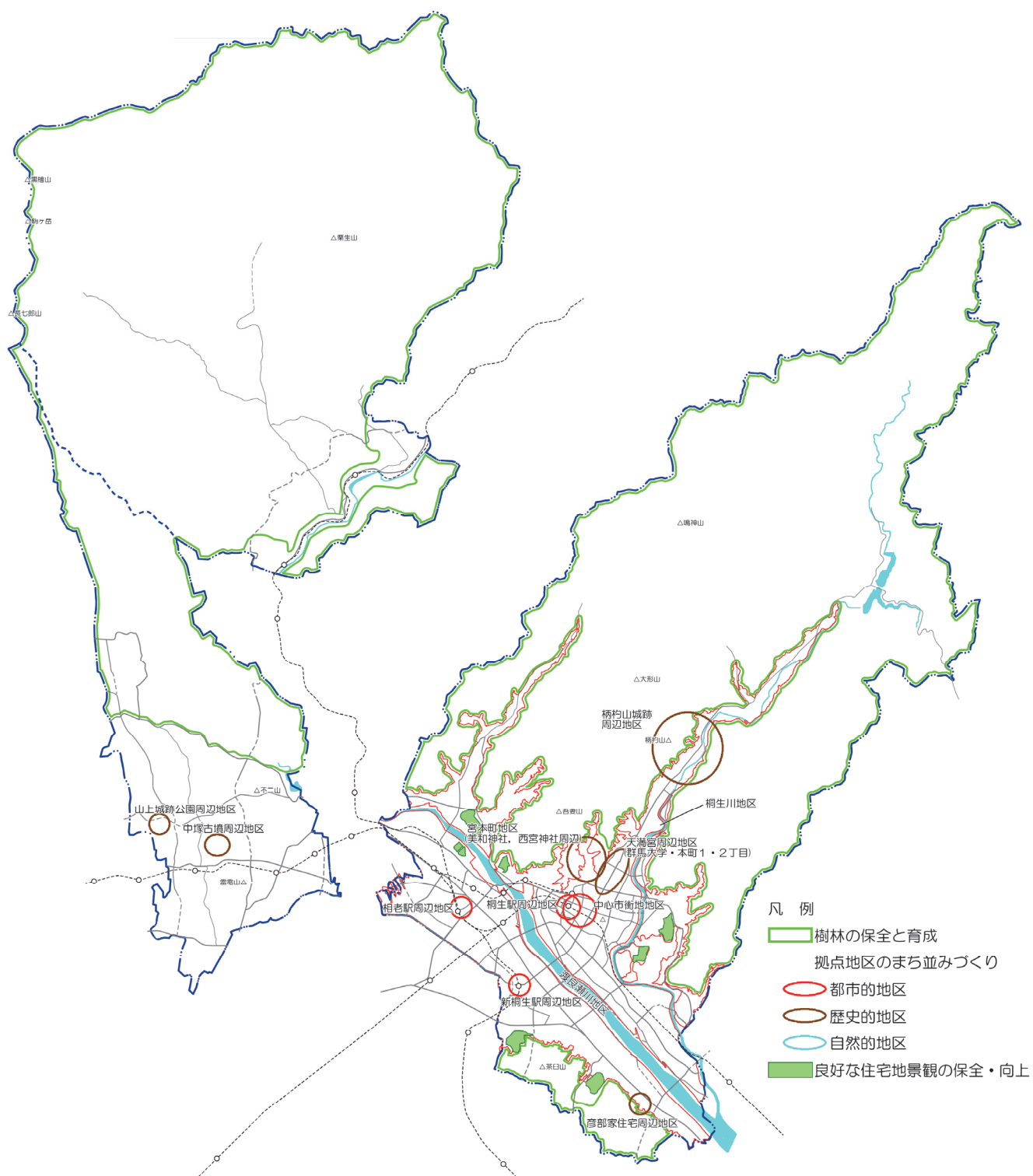
⑦市民や企業による景観づくりへの支援

市民や企業の緑化の推進や良好なまち並みの形成などの景観づくりについて支援していきます。

⑧具体的手法の適用

景観づくりにあたっては、自主的に景観形成に取り組もうとする地区を景観重点地区としての指定、大規模行為として一定規模以上の建築、造成、開発などの行為に対する基準の設定及び地域の景観要素に欠かせない重要な建造物・樹木を景観重要建造物・景観重要樹木としての指定など、具体的手法の適用を積極的に図り、地域特性に根ざした良好な景観形成を推進します。

図 1-15 景観形成・保全の方針図



3-10 市街地開発事業の方針

(1)基本的な考え方

都市整備の内容は多岐にわたっており、市内各地区の特性や動向に応じた方策を講じることが重要です。国、県などへの協力要請や民間活力の活用を図るとしても、市域の都市整備を同時並行的に進めることは、資金的にも困難であり、必ずしも効果的ではありません。

効果的に都市整備を進めるためには、都市構造・地域構造の形成、また地区の重要な課題である定住人口の維持に寄与する地区整備などを重点的に進めることが必要です。

①中心的な核の再生・育成

都心核においては、都市機能の更新を含めた機能の洗練・強化と魅力づくりならびに定住人口の維持・回復などによる、再生・育成を重点的に推進します。また、地域中心核においては良好な基盤施設を備えた拠点の育成を推進します。

②拠点地区における環境整備

特色のある施設の立地あるいは都市集積のある地区ならびに将来的に都市活動の主要な場所としての役割が期待される地区などについて重点的に基盤整備を進め、拠点として魅力ある環境整備を図ります。特に群馬大学周辺拠点については、土地区画整理事業などにより既存の高等教育機関を活かした市民・産業・学術・研究の広域的な交流拠点の形成を図ります。

③既存市街地の防災性・住環境の向上

面的な基盤整備が行われないまま市街地を形成してきた地区が大部分であり、消防車などの緊急用車両の通行に支障がある幅員 4m 未満の細街路が多い状況です。これらの地区のうち、中心市街地の東側一帯で建物が密集しており、防災上、住環境上の問題を抱えているとともに、位置条件としても中心市街地の再生や定住人口の維持・回復に関わる地区でもあるため、この地区の重点的な整備・改善を促進します。

④進行市街地における良好な住宅地の形成

渡良瀬川右岸にはまとまった農地や遊休地が多いため、居住誘導区域内において、住宅地開発などの土地利用の転換にあたっては、地区計画等による良好な住宅地の形成を促進します。

⑤地域の主要な生活道路ネットワークの形成

緊急車両や生活サービスなどの自動車交通を抱える主要な道路(幅員 6m 以上)の適切なネットワークを形成することが市街地において重要であり、消防活動困難地区や主要な道路ネットワークが特に不備な地区などにおいて、幹線道路や生活道路の重点的整備を促進します。

(2)整備方針

面的な整備を次の地区で検討し、整備の促進を図ります。

整備にあたっては、地区の意向、事業性、整備の効果などを勘案し、区域を適切に設定し、事業化を図ります。

地 区	位置付けなど	整 備 方 針 な ど	面 的 整 備 方 策	備 考
桐生駅・本町通り 地区 西桐生駅周辺地区	都心核	○都心核づくり ・生活の場としての中心市街地の再生 ・高密度な商業集積と個性化の促進 ・人口維持・誘導	・市街地再開発事業 ・土地区画整理事業 等	
新桐生駅周辺地区 相老駅周辺地区	地域中心核	○地域中心核としての整備 ・新桐生駅周辺 “もうひとつの玄関口” ・相生駅周辺 “広域的機能を考慮した拠点”	・市街地再開発事業 ・土地区画整理事業 等	
群馬大学周辺地区	魅力づくりの 拠点	○学術・研究の場としての基盤整備	・土地区画整理事業 等	
中心市街地周辺東 側地区 (東地区ほか)	住工複合地	○産業と住宅の共存 ○密集する住宅地の整備	・住宅街区整備事業 等	
相生町五丁目地区	一般住宅地 進行市街地	○基盤条件の向上	・土地区画整理事業 等	

(3)既定計画の見直し

桐生駅裏地区は土地区画整理事業区域の計画決定がされていますが、都市計画道路などの主要な道路については整備済みであり、また学校などの大規模な土地利用が過半を占めている状況です。生活道路については幅員 6m 以上のネットワークもおおむね形成されており、修復型の整備により生活道路などの改善・整備が可能と考えられるため、計画の見直しの検討を図ります。

図 1-16 市街地開発事業の方針図

